高齢者総合ケアセンターこぶし園

高齢者虐待防止に関する指針

１ 虐待の防止に関する基本的な考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。

虐待は人がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを拒むすべての行為であると考え、どんな状況であろうとも、人が尊厳を持ち自分らしく生きていくという基本的な権利は脅かされてはいけないものです。

こぶし園では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、こぶし園が掲げる理念「その人の築き上げてきた暮らしを支える」を実現するため、虐待の未然防止、早期発見、早期対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じ、ご利用者の安全、安心する暮らしの場の提供に取り組みます。

また、虐待防止に係る責務は、単に法律の内容を周知し、形式的に体制を整え、虐待行為の禁止を指示するだけのものではなく、利用者の虐待の前段階として存在すると思われる「不適切なケア」を行わないようにし、またその不適切なケアを生み出したり、放置したりする背景があればそれを改善する。利用者の人権を守り、適切なケアを提供できる環境を整えることを基本的な考え方として定めます。

そのための具体的な組織体制、取り組み内容について、本指針に定めるとともに、運営規定に明示します。

２ 高齢者虐待の種類

Ⅰ 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
※緊急やむを得ない場合に例外的に行うもの以外の身体拘束も該当する。

Ⅱ 介護の放棄：高齢者を放任、衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

Ⅲ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

Ⅳ　性的虐待　：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること。

Ⅴ　経済的虐待：高齢者の財産を不等に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

３　虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

１）虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。
なお、委員会の運営総括責任者は高齢者総合ケアセンターこぶし園の総合施設長としブロック責任者が委員会責任者とします。管理者、生活相談員、計画作成担当者、サービス提供責任者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とし、各ブロックで虐待防止検討委員会を組織します。

２）身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議体と一体的に行う場合があり、ブロック内で連携して虐待防止検討委員会委員会を開催します。

３）会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

４）虐待防止検討委員会は、定期的に開催し、虐待等が発生した場合はその都度、委員会を招集します。

５）虐待防止検討委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。
①虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
②虐待の防止のための指針、見直しに関すること
③虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
⑤職員が虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
⑦再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

６）委員会での検討内容、及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、職員に回覧するなどして周知徹底を図ります。

４　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

１）定期開催

虐待等の防止をはかるため、介護職員その他の職員に対する研修を年１回以上実施しします。また、身体拘束適正化に関する職員研修と同時開催とします。

２）新規採用時

職員の新規採用時には、新人研修カリキュラム内に定めて、虐待等の防止をはかるための研修を必ず実施します。

３）研修内容

研修内容は以下のものを基本とし実施します。

（1）高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
（2）高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
（3）本指針の内容に基づく取り組み方法
（4）虐待の種類と発生リスクの事前理解
（5）早期発見・事実確認と相談・報告ならびに通報の方法
（6）発生した場合の改善策
（7）不適切ケアへの気づき

４）研修記録

研修の実施回ごとに研修記録を作成し、使用資料一式とともにファイルし、文章管理規定に則り保管・管理します。

５）研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の欠席者に対しては担当者より後日伝達研修を行い、その結果を研修記録に含めます。

５　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

１）市町村等への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定にしたがい、委員長または担当者が、速やかに長岡市または、当該者が関わる行政の窓口に報告します。また、養護者による虐待である場合、地域包括支援センターに連絡します。

なお、行政機関等からの調査、指導、処分については法令に従い適切に対応します。

２）施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合には速やかに担当者又は、上長へ報告します。報告を受けた担当者、上長は事故報告書を使用してその記録を作成し、委員長（こぶし園総合施設長）に報告します。

報告を受けた委員長（こぶし園総合施設長）は、以下の対応もしくは対応の指示を、適時、適切に行います。

（1）当該利用者の心身状況の確認・安全確保
（2）市町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
（3）法人本部、家族等への報告（第一報）
（4）関係職員等への事実確認
（5）委員会の随時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
（6）事後対応及び再発防止策の周知及び実行
（7）関係者への報告（第二報）
（8）委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

6　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針５・1）及び2）に準じます。

7　成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員長または担当者が直接、地域包括支援センター等に連絡し、対応について相談します。

8　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、高齢者総合ケアセンターこぶし園において設置する苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

9　入所者・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針は、求めに応じ、いつでも回覧できるように文章の掲示及びホームページ上で公表する。

１０　その他虐待の防止の推進のために必要な事項

本指針４に定める研修会のほか、外部機関が開催する虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

１１　附則

この指針は令和５年２月　１日より施行する。

更新　　令和８年7月１３日より施行する。

・